

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)に改正する。



福島県報

目次

規則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

○福島県身体障害者福祉法施行細則

○福島県公安委員会

○警察署協議会規則の一部を改正する規則

の一部を改正する規則

○福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県公安委員会

○警察署協議会規則の一部を改正する規則

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則、福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月十九日

福島県規則第十二号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二百三十五条第一項中「年三・六パーセント」を「年三・二パーセント」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第十三号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則(昭和六十三年福島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を削る。

別表第一「公共施設等整備事業枠の部特別事業の項第三号中」のうち平成二十一年度までの間に実施する事業」を削り、同表財政健全化事業枠の部特定市町村緊急財政健全化事業の項を削る。

別表第二「財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第二号中」健全化法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である」を「零を超える」に改め、同部特定市町村緊急財政健全化事業の項を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(市町村財政課)

福島県規則第十四号

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県身体障害者福祉法施行細則(平成四年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号障害別の状況及び所見表に次のように加える。
(その15)
肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

検査日(第1回)	検査日(第2回)	検査日(第1回)		検査日(第2回)	
		年	月	年	月
なし・I・II III・IV・V	なし・I・II III・IV・V	状態	点数	状態	点数
なし・軽度 中程度以上	なし・軽度 中程度以上	状態	点数	状態	点数
おおむね 0	おおむね 0	状態	点数	状態	点数
血清アルブミン値	血清アルブミン値	g/dl		g/dl	

プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dl		mg/dl	

合計点数	点	点
3点の項目 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有・無	有・無

注 90日以上180日以内の間隔を置いて実施した連続する2回の診断及び検査結果を記入すること。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
検査日から180日前までの期間内におけるアルコールの摂取	有・無	有・無
改善の可能性のある積極的治療の実施	有・無	有・無

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年	月	日
免疫療法の実施	有・無				

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

血清総ビリルビン値5.0mg/dl以上	有・無		
検査日	年	月	日

補完的な肝機能診断

血中アンモニア濃度150 $\mu\text{g}/\text{dl}$ 以上	有・無		
検査日	年	月	日
血小板数50,000/ mm^3 以下	有・無		
検査日	年	月	日

原発性肝がん治療の既往	有・無		
確定診断日	年	月	日

突発性細菌性腹膜炎治療の既往	有・無		
確定診断日	年	月	日

胃食道静脈瘤治療の既往	有・無		
確定診断日	年	月	日

現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有・無		
最終確認日	年	月	日

日常生活活動の制限	有・無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が1日に7日以上	有・無
1日に2回以上の嘔吐又は30分以上の嘔気が1月に7日以上	有・無
有痛性筋けいれんが1日に1回以上	有・無

該当個数

個	有・無
---	-----

補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の既往

有・無

備考 肝臓移植を行った者であつて抗免疫療法を実施しているものは、1、2及び4の記載を省略することができる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第十五号

福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

福島県保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十九年福島県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式備考中「添付すること」を「添付すること。ただし、福島県知事が行う准看護師再教育研修を修了した者にあつては、2に掲げる書類の添付を要しない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(医療看護課)

福島県規則第十六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「炭鉱離職者」の下に「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の」を加える。

別表第二福島県営野田町団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営森合台の前団地の項、福島県営霞町団地の項及び福島県営桜木町団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県営御茶園団地の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表福島県営島団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営仁地向団地の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営五百淵団地の項中「〇・八九」を「〇・八八」に改め、同表福島県営安積団地の項中「〇・八三」を「〇・八二」に、「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営六軒団地の項中「〇・七六」を「〇・七七」に、「〇・七九」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営芦田塚団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営松風の里団地の項中「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に、「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営金勝寺団地の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営真舟団地の項中「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表福島県営城前団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営八

日町団地の項中

一号棟から三号棟まで、八号棟から十号棟まで	〇・八〇
十一号棟、十二号棟	〇・八七

を

〇・八六

に改め、同表中

福島県営緑町団地

会津若

松市

十二号棟	〇・八五
十三号棟、十四号棟	〇・八七

を 福島県営緑町団地

会津若松市

十二号棟	〇・八四
十三号棟、十四号棟	〇・八六

に改め、同表福島県営住

吉町団地の項中「〇・七九」を「〇・七八」に改め、同表福島県営松長団地の項中「〇・八二」を「〇・八三」に改め、同表福島県営東桜ガ丘団地の項中「〇・九三」を「〇・九五」に改め、同表福島県営小川町西団地の項中「〇・八九」を「〇・八六」に改め、同表福島県営高松団地の項中「〇・八〇」を「〇・八一」に改め、同表福島県営中野地団地の項中「〇・七一」を「〇・七〇」に改め、同表福島県営御厩町団地の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同表福島県営南白土団地の項中「〇・八五」を「〇・八七」に改め、同表福島県営船戸団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営玉川団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表福島県営滝尻団地の項中「〇・八四」を「〇・八五」に、「〇・七七」を「〇・七八」に改め、同表福島県営水野谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表福島県営上山団地の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表福島県営根小屋団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営鹿島団地の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県公安委員会

警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第2号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成13年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

協議会の名称	定数	協議会の名称	定数
福島県福島警察署協議会	20人	福島県会津若松警察署協議会	17人
福島県福島北警察署協議会	11人	福島県猪苗代警察署協議会	5人
福島県伊達警察署協議会	6人	福島県喜多方警察署協議会	8人
福島県二本松警察署協議会	6人	福島県会津坂下警察署協議会	6人
福島県郡山警察署協議会	15人	福島県南会津警察署協議会	5人
福島県郡山北警察署協議会	15人	福島県いわき中央警察署協議会	15人
福島県須賀川警察署協議会	10人	福島県いわき東警察署協議会	6人
福島県白河警察署協議会	11人	福島県いわき南警察署協議会	6人
福島県石川警察署協議会	6人	福島県南相馬警察署協議会	7人
福島県棚倉警察署協議会	5人	福島県双葉警察署協議会	11人
福島県田村警察署協議会	10人	福島県相馬警察署協議会	6人

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総務課)